# 委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

**（共通仕様書の適用）**

**第１条**　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

**（共通仕様書の変更・追加事項）**

**第２条**　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

**（共通仕様書の読み替え）**

**第３条**　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

**（ウィークリースタンス）**

**第４条**　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

**（本業務の特記仕様事項）**

**第５条**　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

本業務は，阿南市福井町古毛地区における二級河川福井川（L=600m）の護岸予備設計業務を行うものであり，業務内容については以下のとおりとする。

**１．基本事項の検討**

（１）基礎検討

対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し，安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

①法線形
②基礎構造
③護岸の根入（洗掘深の検討）
④環境

（２）法覆工法検討

「基礎検討」に基づいて洪水時の流速，土圧，地下水圧等に対して十分な強度を有し，施工性及び経済性等に優れる法覆工について，原則として3案提案して各々について検討を行うものとする。

（３）基礎工法検討

「基礎検討」基づいて，現地の状況，経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案提案し，検討するものとする。なお，基礎地盤は一般地盤を想定している。

（４）関連構造物の検討

河川改修に伴う影響構造物のうち，小規模施設（管渠，用排水施設等）及び取付道路等の背景，現状等を調べ，改修方針を立てるものとする。

**２．基本ケースの選定**

（１）基本事項要因の比較検討

「１．基本事項の検討」において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行う。

（２）基本ケースの選定

比較検討の結果を概略図として，平面（法線，環境等），縦断（根入れ，構造物）及び断面（構造）等を整理し，当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮したケースを選定する。（検討ケース数：３）

**３．図面作成**

次の図面（縦断図を除く）について基本ケースを作成するものとする。

（１）平面図

平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を画くと共に，補償対象施設及び用地，家屋等を明示し，詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

（２）縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床，堤防高，関連施設等の挿入を計り，適切な縦断計画図を作成するものとする。

なお，作成図面は原則として３ケースを代表する１ルートとするが，法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

（３）標準構造図

基本事項の検討にて作成された一般護岸の標準構造図を作成するものとする。

（４）標準断面図

検討各区間において，代表タイプ又は地形の大きく異なる断面を選定し，標準横断図を作成するものとする。

（５）小規模構造物

小規模施設は，代表的な地点の改築一般図を１箇所作成し，複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。

**４．施工計画（案）の比較検討**

選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い，最適な施工計画（案）を策定するものとする。なお，寸法の表示は，構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。

（１）施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針，施工順序及び施工機械等）を立案するものとする。

（２）仮設計画の検討

施工方針の検討で立案された案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め，仮設計画を立案するものとする。

**５．貸与資料**

（１）河川計画調査報告書

（２）業務区間の測量成果（平面図）

（３）業務区間及び近傍の地質調査資料

（４）河川環境調査資料

（５）近傍構造物の設計成果